

大規模小売店舗立地法に基づく届出の取下げについて

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により令和 7 年 8 月 14 日に届出された変更届について、取下げの申し立てがあったため、下記のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 9 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 新さっぽろアーキシティデュオ
所在地 札幌市厚別区厚別中央 2 条 5 丁目 6 番 2 号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名
名 称 株式会社札幌副都心開発公社
住 所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 5 丁目 7 番 2 号
代表者 代表取締役社長 見上 雄一
- 3 取下げ事項
駐車場位置の変更
- 4 取下げの理由
届出内容に錯誤があり、台数の変更及び駐車場位置の変更がないことが判明したため。
- 5 取下げ申立て年月日
令和 7 年 9 月 25 日
- 6 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
縦覧期間 令和 7 年 10 月 9 日～令和 8 年 2 月 9 日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)
(午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分(午後 0 時 15 分～午後 1 時までを除く))